

【ロシア】キャピタル・アムネ스티第三段階の開始

海外立法情報課 古澤 卓也

* 所有している資産を自己申告すると、申告した資産の保持を法的に保証されるなど様々な恩恵が得られる制度である「キャピタル・アムネ스티」の第三段階が、2019年6月3日から開始された。

1 キャピタル・アムネ스티制度の概要

キャピタル・アムネ스티とは、納税者が所有している資産を政府に自己申告することで、これらの資産の保持を法的に保証される制度である。また、資産に関わるこれまでの行為に対する刑事罰・行政罰が免除されるなど、申告者は様々な恩恵を受けることができる。

ロシアにおいて、キャピタル・アムネ스티は既に二回行われている。第一段階は2015年7月1日から2016年6月30日まで実施され、第二段階は2018年3月1日から2019年3月31日まで実施された。累計すると11,714件の申告が実業家たちからなされている¹。これらのキャピタル・アムネ스티は、資産を所有している納税者が資産をロシア国内に移すために有利な条件を与え、資産をロシア国内に呼び込むことを目的としている。第三段階で新たな規定が加わり、申告者は申告した海外資産をロシア国内に移すことが義務付けられた。

2 キャピタル・アムネ스티の第三段階

(1) キャピタル・アムネ스티第三段階に関わる法改正

キャピタル・アムネ스티の第三段階の詳細な内容を定めるため、2019年5月22日、連邦法第110号「連邦法「自然人による、資産、銀行預金の自己申告について、及びロシア連邦の個々の法令における改正について」の改正について」²により連邦法第140号「自然人による、資産、銀行預金の自己申告について、及びロシア連邦の個々の法令における改正について」³が改正された。また、連邦法第111号「ロシア連邦租税法典第1章第45条及び第2章第217条の改正について」⁴によりロシア連邦租税法典⁵が改正された。

同時に、連邦法第112号「ロシア連邦刑法典第76条補足第1項の改正について」⁶によりロ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年7月11日である。

¹ "Начинается новый этап амнистии капиталов", Парламентская газета. <<https://www.pnp.ru/economics/nachinaetsya-a-novyy-etap-amnistii-kapitalov.html>>

² Федеральный закон от 29.05.2019 N 110-ФЗ "О внесении изменений в Федеральный закон "О добровольном декларировании физическими лицами активов и счетов (вкладов) в банках и о внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_325550/>

³ Федеральный закон от 08.06.2015 N 140-ФЗ "О добровольном декларировании физическими лицами активов и счетов (вкладов) в банках и о внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_180745/>

⁴ Федеральный закон от 29.05.2019 N 111-ФЗ "О внесении изменений в статью 45 части первой и статью 217 части второй Налогового кодекса Российской Федерации" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_325541/>

⁵ Федеральный закон от 05.08.2000 N 117-ФЗ "Налоговый кодекс Российской Федерации (часть вторая)" <<http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc&base=LAW&n=324014&fld=134&dst=1000000001,0&rnd=0.6464937107594021#08141010595486387>>

⁶ Федеральный закон от 29.05.2019 N 112-ФЗ "О внесении изменения в статью 76-1 Уголовного кодекса Российской Федерации" <<https://rg.ru/2019/05/31/fz-112-dok.html>>

シア連邦刑法典⁷が、連邦法第 114 号「行政的違法行為法典の改正について」⁸によりロシア連邦行政的違法行為法典⁹が改正された。

(2) キャピタル・アムネ스티第三段階の内容

これらの法律によると、キャピタル・アムネスティの対象になるのは、ロシア連邦国籍を持つ者、外国籍を持つ者及び無国籍者であって、資産の名目上又は事実上の所有者である。これらの者は、キャピタル・アムネスティの期間中に連邦法第 140 号の附則によって定められた書式に従って申告書を作成し、税務当局に提出することができる。申告書には、申告者が所有している財産（土地区画、その他の不動産、輸送手段、株式を含む有価証券、ロシア及び外国の企業等の授權資本における持分など）、申告者が経営する外国企業、及び申告者が所有しているロシア国外にある銀行の口座に関する情報を含めなければならない。

また、第三段階で初めて導入された規定により、申告者は申告書に記載された海外資産をロシア連邦の管轄下に移すことが求められた。具体的には、

- ・自らが経営している外国企業の登記を、連邦法第 290 号「国際企業について」¹⁰に基づいてカーニングラード州及び沿海地方の特別行政区¹¹に移し、ロシア政府に登録しなければならない。
- ・申告した海外の銀行口座に入っている預金を、申告書の提出日までにロシア連邦の信用機関の口座に移さなければならない。

以上の手続を行った場合、申告者及び申告書に記載された個人は申告した資産に関して以下の恩恵を受けられる。

- ・申告した資産に対して支払うべきであった 2019 年 1 月 1 日までの税金に関して、納税を免除される。（ただし、2019 年における外国企業の利益に当たる所得に対応する税負担は免除の対象にならない。）
- ・資産の獲得、利用、増加に関してロシア連邦行政的違法行為法典やロシア連邦刑法典、ロシア連邦租税法典に違反する事実が明らかになったとしても、訴追を免れる。ただし、当該違法行為が 2019 年 1 月 1 日以前に行われたことと、申告の時点で捜査対象になっていないことが条件となる。
- ・申告書の記載事項は、申告者や名目上の資産所有者に対する刑事告発や行政的違法行為法典及び租税法典違反に関わる手続の証拠として用いることはできない。

キャピタル・アムネスティの第三段階は、2019 年 6 月 3 日から 2020 年 2 月 29 日まで継続する予定である。

⁷ Федеральный закон от 13.06.1996 N 63-ФЗ "Уголовный кодекс Российской Федерации" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_10699/>

⁸ Федеральный закон от 29.05.2019 N 114-ФЗ "О внесении изменений в статьи 3.5 и 7.19 Кодекса Российской Федерации об административных правонарушениях" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_325554/>

⁹ Федеральный закон от 30.12.2001 N 195-ФЗ "Кодекс Российской Федерации об административных правонарушениях." <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_34661/>

¹⁰ Карининград州及び沿海地方の特別行政区に存在している外国法人について定めた法律。Федеральный закон от 03.08.2018 N 290-ФЗ "О международных компаниях" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_304052/>

¹¹ 2018 年、カーニングラード州及び沿海地方に創設されたオフショア地域。登録登記が認められた外国企業は、ロシア国内での非居住者扱いとなり、銀行口座を新規に開設することなく非居住者間もしくは国外との外貨・ルーブルの送受金を制限なく行うことができる。登録企業を対象に、紛争処理の商事裁判の迅速化も行われている。高橋淳「ウラジオストクとカーニングラードに「オフショア特区」設立」『ビジネス短信』、2018 年 8 月 9 日、ジェトロホームページ <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/08/600acf6f6a6cd563.html>>